

令和4年度における近畿地方環境事務所の取組について

令和5年2月28日



環境省近畿地方環境事務所 資源循環課

災害ごみ処理の基本的な情報

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
東日本大震災	H23年3月	3100万トン (津波堆積物1100万トンを含む)	全壊：118,822 半壊：184,615	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災	H7年1月	1500万トン	全壊：104,906 半壊：144,274 一部損壊：390,506 焼失：7,534	約3年
熊本地震 (熊本県)	H28年4月	311万トン	全壊：8,668 半壊：34,492 一部損壊：154,098	約2年
平成30年7月豪雨 (西日本豪雨災害) (岡山県、広島県、愛媛県)	H30年7月	189万トン ^(※1)	全壊：6,603 ^(※2) 半壊：10,012 ^(※2) 一部損壊：3,457 ^(※2) 床上浸水：5,011 ^(※2) 床下浸水：13,737 ^(※2)	約2年
令和元年房総半島台風 ・東日本台風	R1年9月、10月	154万トン ^(※3)	全壊：3,650 ^(※4) 半壊：33,951 ^(※4) 一部損壊：107,717 ^(※4) 床上浸水：8,256 ^(※4) 床下浸水：23,010 ^(※4)	約2年 (予定)
新潟県中越地震	H16年10月	60万トン	全壊：3,175 半壊：13,810 一部損壊：103,854	約3年
平成26年8月豪雨 (広島土砂災害) (広島市)	H26年8月	52万トン	全壊：179 半壊：217 一部損壊：189 浸水被害：4,164	約1.5年
令和2年7月豪雨	R2年7月	53.4万トン ^(※5)	全壊：1,621 ^(※6) 半壊：4,504 ^(※6) 一部損壊：3,503 ^(※6) 床上浸水：1,681 ^(※6) 床下浸水：5,290 ^(※6)	約1.5年 ^(※7) (予定)

(※1) 主要被災3県の合計(令和2年7月時点)

(※2) 主要被災3県の公表値の合計(平成31年1月9日時点)

(※3) 被災自治体からの報告の合計(令和3年1月末時点)

(※4) 内閣府防災被害報告の合計(令和2年4月10日時点)

(※5) 被災自治体からの報告の合計(令和3年1月末時点)
土砂混じりがれきを含む。

(※6) 被災自治体からの報告の合計(令和3年8月末時点)

(※7) 熊本県分のみ(令和3年7月末時点)

大量の混合ごみが発生する



自治体が把握していないごみ置き場ができる



片付けに必要な人手が足りない



大きな災害のとき、
広範囲の被害が出た災害のとき、
コロナ禍での災害のとき、

十分なボランティアの支援が
得られないことも。



高齢者、妊婦、障害のある方等、
自力で片付けやごみの排出が
難しい人への支援も必要。

災害廃棄物の処理が長引く

無管理の住民用仮置場の事例



こうした問題によって発生するリスク

- 衛生環境の悪化（悪臭、害虫・害獣の発生など）
- ごみ置き場での火災発生
- 地域の復旧・復興の遅れ
- 処理費用の増大
- 環境負荷の増大



市区町村の災害廃棄物処理計画の策定状況(速報値) (人口規模別 令和3年度末)

表 災害廃棄物処理計画人口別策定率比較

人口規模	近畿全体		
	自治体数	策定数	策定率
全体	198	143	72.2%
50万人以上	5	5	100%
うち政令市	4	4	100%
10万人以上50万人未満	37	34	91.9%
5万人以上10万人未満	44	33	75.0%
5万人未満	112	71	63.4%

※速報値のため、数値が変わる場合がある。

平成30年6月に策定された第四次循環型社会形成推進基本計画において、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」が位置づけられており、災害廃棄物処理計画の策定目標の達成に向けて取組を更に強化する必要がある。

災害廃棄物処理計画策定率の2025年度目標

[都道府県] 100%

[市区町村] 60%

※近畿2府4県については既に達成済み

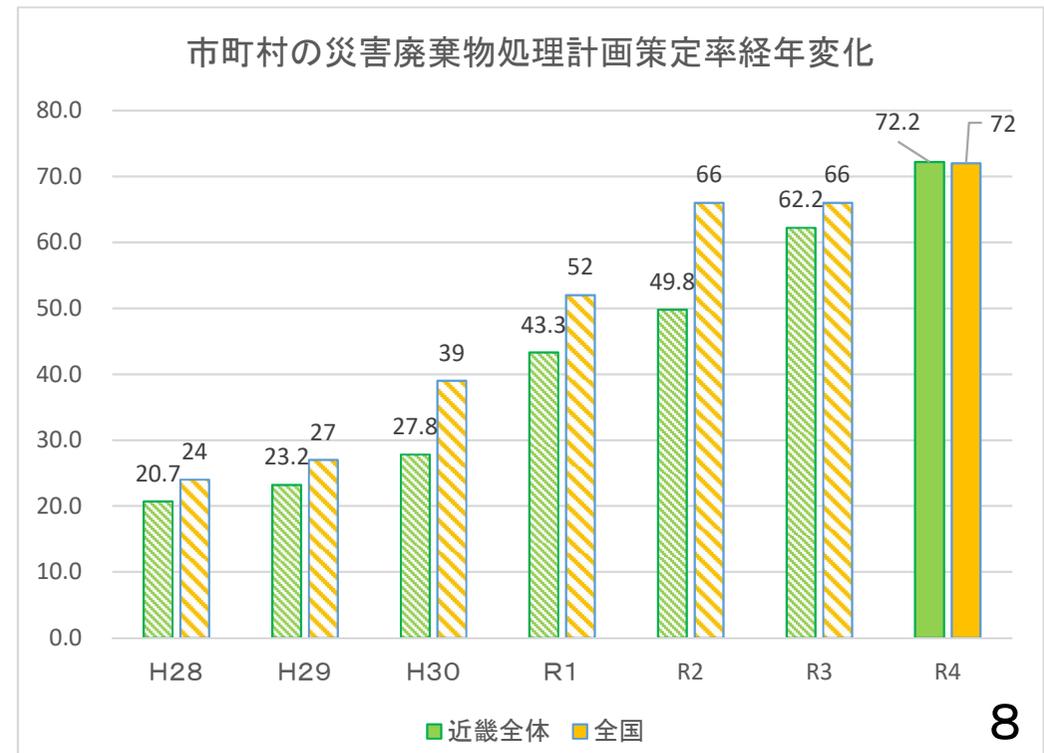
ア) 近畿ブロックの災害廃棄物処理計画の策定団体は約7割で、昨年度から着実に増加

近畿全体の策定割合は、昨年度(62%、90団体)から10ポイント増加(72%、143団体)し、全国平均(72%、1,252団体)とほぼ同程度となった。

特に策定団体数が増えた和歌山県は(100%、30団体)となり、京都府も5団体増(61.5%、16団体)、滋賀県も(84.2%、16団体)と増加している。

イ) 災害廃棄物処理計画を改訂した団体は少なく、未改訂の団体の3割程度が改訂時の課題を認識(令和3年3月時点)

災害廃棄物処理計画の改訂状況は、近畿全体の都道府県では6府県中1府県のみ、市町村では13%(16団体)が「改訂有り」であった。



災害廃棄物処理モデル事業

1) 令和4年度は3種類のモデル事業を実施

事業名	対象地域	取組み内容	成果
住民啓発モデル事業	宇治市	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキング会議実施(3回) ※第1回は自治体職員向け、第2回、第3回は地区住民向け ※宇治市:仮置場等への災害ごみの分別排出及び収集運搬の模擬訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民用の災害廃棄物搬出等マニュアル(案) ・住民啓発用概要ハンドブック(案)
	甲賀市		<ul style="list-style-type: none"> ・住民用の災害廃棄物搬出等マニュアル(案) ・住民啓発用概要パンフレット(案)
	摂津市		<ul style="list-style-type: none"> ・住民用の災害廃棄物搬出等マニュアル(案) ・住民啓発用概要パンフレット(案)
府県提案型モデル事業	滋賀県	市町及び産業資源循環協会との協働による仮置場設置・運営管理模擬訓練	・仮置場の設置・運営管理手順に係る手引き(案)
	大阪府	ボランティア連携マニュアル(案)の作成【吹田市、茨木市、門真市、泉南市】	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村向けボランティア連携マニュアル(案) ・ボランティア向けハンドブック(案) ・災害廃棄物対応研修ツール(案)
		仮置場調査と片付けごみ対応マニュアル(案)の作成【河内長野市、池田市、忠岡町】	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場候補地現地調査汎用版マニュアル(案) ・自治体職員向け片付けごみ対応マニュアル(案)
	兵庫県	仮置場設置・運営管理模擬訓練	・仮置場の設置・運営管理手順に係る手引き(案)
	奈良県	災害廃棄物処理業務初動事務処理マニュアル(案)の作成	・災害廃棄物処理業務初動事務処理マニュアル(案)
	和歌山県	仮置場候補地の現地調査及び実践的な運営管理方法のマニュアル作成	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場候補地現地調査汎用版マニュアル(案) ・仮置場候補地運営管理法汎用版マニュアル(案)
実効性確保モデル事業	門真市	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理基本計画(改訂案) ・災害廃棄物処理実施要領(案) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び事業者向け「災害廃棄物排出マニュアル(案)」 ・職員及び協力事業者向け「災害廃棄物処理マニュアル(案)」
	交野市	<ul style="list-style-type: none"> ・交野市版初動時対応マニュアル(案) ・ボランティア及び市民向け周知案内(案) 	・市町村廃棄物部局向け災害廃棄物処理にかかる初動対応の検討
	岬町	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場候補地の調査 ・災害廃棄物の排出困難者サポート調査 ・担当者向け災害廃棄物対応マニュアル(案) 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震等の災害廃棄物発生量の試算及び災害廃棄物の収集運搬及び処理体制 ・府内他自治体及び民間事業者の焼却施設の調査

京都府【住民啓発】宇治市・退蔵品排出訓練

1) 訓練の概要

- 日時: 令和4年10月29日(土)
- 開催場所: 宇治市内
(槇島公園・宇治廃棄物処理公社)
- 参加対象: 槇島東地区住民、宇治市、京都府、有識者、ボランティア、関係団体等
- 実施内容:
 - ・住民の方が、自宅から集積所まで、事前に回答した片付けごみを搬出する。
 - ・宇治市廃棄物担当職員が、集積所の設置から廃棄物の受入、一次仮置場までの運搬のシミュレーションを実施する。

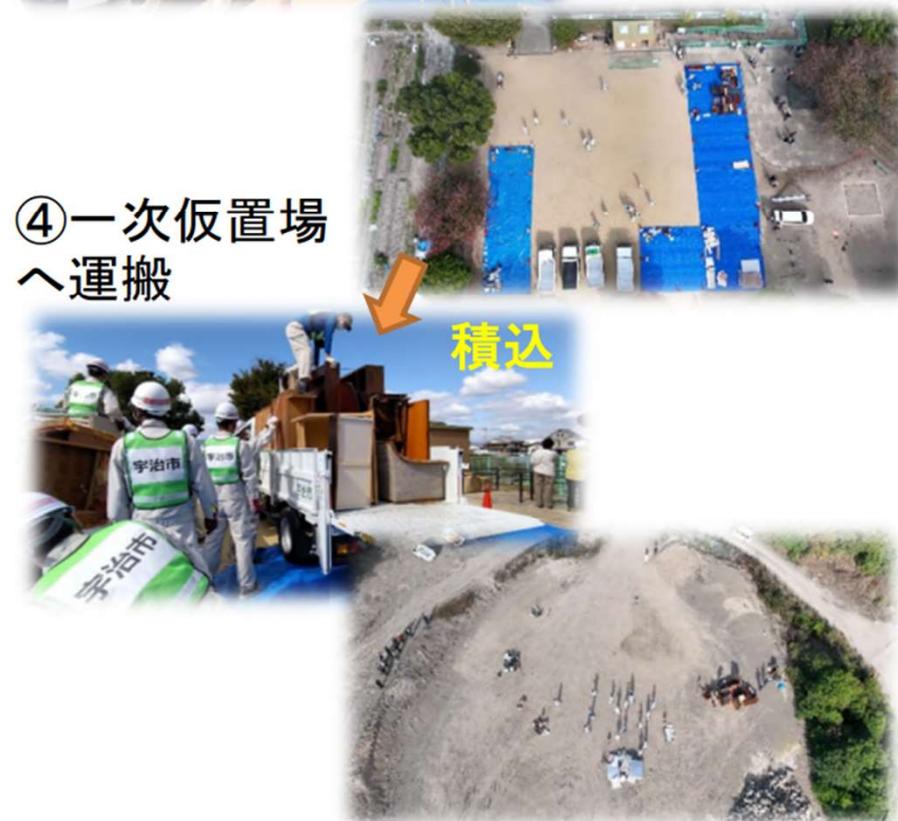
2) 訓練の状況



③市民仮置場に搬入



④一次仮置場へ運搬



1) 訓練の概要

事業名	取組み内容	
訓練目的	迅速かつ適切な災害廃棄物の仮置場の設置・運営(災害廃棄物の搬入・搬出)に向けて、県・市町職員の知識や能力を向上させること	
訓練参加者	県内市町、県、環境省、(一社)滋賀県産業資源循環協会等 合計 約50名	
実施日時	令和4年11月9日(水曜日)10時00分～16時00分	
訓練プログラム	10:00 開会 10:30 図上訓練 11:45 昼休み 13:00 実地訓練① 仮置場設置訓練	13:55 実地訓練② 搬入訓練 15:10 実地訓練③ 搬出訓練 16:00 閉会

NHK NEWS WEB

滋賀 NEWS WEB

災害に備え廃棄物の「仮置き場」を設置・運営する訓練 大津

11月09日 17時21分



地震や水害など大規模な災害で発生する大量のがれきなどの処理をスムーズに進めようと、災害廃棄物を一時的に受け入れる「仮置き場」を設置・運営する訓練が大津市で行われました。

訓練は県が大津港の一角を使って行い、県や市町の担当者、それに

廃棄物処理業者などおよそ50人が参加しました。

出典: 災害に備え廃棄物の「仮置き場」を設置・運営する訓練 大津(滋賀 NEWS WEB、令和4年11月9日)
<https://www3.nhk.or.jp/news/otsu/20221109/2060011953.html>

2) 訓練の状況



仮置場レイアウトの作成



仮置場設置訓練



搬入訓練



搬出訓練

3) 成果品

以下、検討項目等を取りまとめ、一次仮置場の設置運営に係る手引きを作成予定。

- ・ 仮置場の選定
- ・ レイアウトの検討
- ・ 必要資機材の検討
- ・ 仮置場の設置
- ・ 運営・管理体制の検討
- ・ 委託業者等との連携
- ・ 滋賀県固有の課題 等

一次仮置場の設置運営に係る手引き
(案)

令和5年3月

滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課
環境省 近畿地方環境事務所

1) 訓練の概要

- 日時: 令和4年11月22日(火)
- 開催場所: 明石クリーンセンター
- 参加対象: 兵庫県内市町廃棄物担当職員
兵庫県県民局職員、関係団体
- 実施内容:
 - ・県内の市町廃棄物担当職員で協力し、仮置場の設置から廃棄物の受入シミュレーションを実施。
 - ・仮置場で必要な資機材について確認。
 - ・訓練終了後、振り返りを行い、今後の災害廃棄物処理の対応力強化を図る。

2) 訓練の状況



①仮置場レイアウト・必要資機材の検討



②仮置場設置



③搬入訓練



④振り返り・講評



和歌山県【府県提案】仮置場候補地現地調査

1) 調査の概要

調査目的	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場候補地の現地調査を行い調査結果を市町村と共有する。 調査結果を活用し仮置場候補地の現地調査汎用版マニュアル(案)及び運営管理方法汎用版マニュアル(案)を作成する 						
	調査日程・調査市町(計9市町)	<table border="1"> <tr> <td>8月</td> <td>田辺市、上富田町、那智勝浦町、太地町</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>有田市、岩出市、広川町</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>かつらぎ町、広川町</td> </tr> </table>	8月	田辺市、上富田町、那智勝浦町、太地町	10月	有田市、岩出市、広川町	12月
8月	田辺市、上富田町、那智勝浦町、太地町						
10月	有田市、岩出市、広川町						
12月	かつらぎ町、広川町						

2) 現地調査の状況

①机上調査

【基礎情報の整理】

施設概要	
名称	〇〇センター
所在地	〇〇町
所有区分	公有地
所有者	和歌山県水産振興課
面積	敷地面積:8,051㎡、調査対象範囲の面積
用途地域	なし
周辺の土地利用区分*	宅地
災害時の用途	なし
土地の形状、舗装状況	事業所が隣接しておりやや歪な形状、一部舗装あり
付帯設備	なし
緊急輸送通路までの距離	1.2km(国道42号)
出入口付近の道路状況	施設に隣接する道路は車両通行帯がなく
被害想定結果	
地震	震度:6強(南海トラフ巨大地震)
浸水深	津波浸水:5.0~10.0m(南海トラフ巨大地震)
土砂災害	施設東側の一部が土砂災害警戒区域の
その他特記事項	
・出入口に簡易なポールがあり、平時は閉鎖されている	

【候補地概況の確認】



【ハザード情報の確認】

②現地調査



←出入口状況から車両の通行可否を確認

↓敷地内の建屋等の支障物の有無を確認



←周辺の道路状況、住家等の立地状況を確認

↓現地調査チェックシートを用意し記録

調査日時	令和4年 月 日 時 分 ~ 時 分
地点名	〇〇センター
<input type="checkbox"/> 全景写真	全体状況
メモ:	
<input type="checkbox"/> 出入口の写真	入口や隣接道路状況
メモ:	
<input type="checkbox"/> 土地の形状の写真	起伏や車道等の状況
メモ:	
<input type="checkbox"/> 付帯設備の写真	水道、電気(分電盤等)、屋根の設置状況
メモ:	
<input type="checkbox"/> 支障物の写真	支障物(フェンス等)の状況
メモ:	
<input type="checkbox"/> その他の写真	
メモ:	



1) マニュアルの概要

- 奈良県では、『奈良県災害廃棄物処理計画(平成28年3月)』に基づき、県災害対策本部のもとに、県災害廃棄物対策本部を位置づけている。
- また、被災市町村が実施する災害廃棄物処理業務を発災初動期から緊急的に支援する「災害廃棄物処理緊急支援要員」(平成29年11月)を新たに設置・任命し、県における災害廃棄物処理体制を整備してきた。
- 本マニュアルは、大規模災害時に、県災害廃棄物対策本部内、国、被災市町村及び関係団体との連絡・連携を円滑かつ適切に図ることを目的に、県災害廃棄物対策本部の4つの班の業務について、その作業手順や様式を定める。

2) マニュアルの内容

【目次】

1. 総則
 - (1)本マニュアルの目的
 - (2)本マニュアルの位置づけ
 - (3)本マニュアルの構成と見直し
 - (4)対象とする災害と本マニュアルの契機
 - (5)対象とする期間
 - (6)災害時に発生する一般廃棄物
 - (7)災害時初動対応の実態
2. 指揮命令系統と役割
 - (1)広域支援体制
 - (2)奈良県災害廃棄物対策本部体制
3. 災害廃棄物処理対応フロー
 - (1)県全体版
 - (2)各班版
4. 処理マニュアル
 - (1)体制整備
 - (2)情報収集(緊急対応)
 - (3)災害廃棄物発生量推計
 - (4)災害廃棄物処理体制の構築

別冊:資料編(資料、様式集)

4. 処理マニュアル

1) 体制整備

①災害廃棄物処理対策本部の設置

- ・災害廃棄物処理対策本部は、県災害対策本部の設置と合わせて設置を開始する。
- ・県災害対策本部の設置時に確認した参集状況をもとに連絡体制を整理し、災害廃棄物処理対策本部を設置する。

	本部長・統括	企画調整班	計画調整班	処理推進班・災害廃棄物処理緊急支援要員	広域調整班
初動期	(1)災害廃棄物処理対策本部の設置指示	(2)災害廃棄物処理本部の設置			(3)関係団体(国、他都道府県等)からの受援体制の調整・対応
応急対応期					

1) 体制整備

①災害廃棄物処理対策本部の設置

(1)災害廃棄物処理対策本部の設置指示	<ul style="list-style-type: none"> ◆本部長・統括 □県災害対策本部の設置に合わせて、災害廃棄物処理対策本部の設置を企画調整班に指示する。
(2)災害廃棄物処理対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ◆本部長・統括 □安否・参集可能状況を確認し、各班の配置を検討・決定する ※発災直後は対応できる職員に限られるため、相互に役割をカバーしながら対応する。 ※管理職不在の場合には、代理者が指揮命令を行う。 □参集見込み等を踏まえ、必要な要員の確保が困難と判断される場合には、庁内の他部署やほかの自治体等への支援を要請する ◆企画調整班 □「水資源・森林・景観環境部内」に本部を設置し、廃棄物対策課を事務局(執務スペース)とする。
(3)関係団体(国、他都道府県等)からの受援体制の調整・対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆広域調整班 □奈良県災害廃棄物対策本部体制だけでは、対応が不十分となる可能性がある場合、関係団体(国、他都道府県等)から受援することを想定して、受援体制を構築するための調整や対応を行う。

※東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県では、処理終了までは慢性的に人材が不足した。膨大化かつ多様な内容や性状の災害廃棄物を迅速に処理するにあたり、廃棄物処理のノウハウを有する自治体からの(応援)職員派遣に期待されたとの報告が上げられている。(出典:東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録)

大阪府【府県提案】ボランティア向けハンドブック等作成

1) ワーキングの概要

目的: ワーキングを通じていただいた参加者のご意見を反映し、事務局が3成果品の最終(案)を作成。

対象者: 行政職員、社会福祉協議会、ボランティア関係団体

ワーキング	概要	日程
第1回	基礎講座(災害廃棄物処理、ボランティアセンターの動き等)、ワークショップ(発災後の各主体の対応等)	9/20 (火)
第2回	ワークショップ(ハンドブック骨子意見交換)	11/2 (水)
第3回	ワークショップ(ハンドブック修正案、研修ツール(素案)の意見交換)	12/9 (金)
第4回	ワークショップ: 研修ツール案[モデル例]、マニュアル(案)の意見交換	1/23 (月)

2) ワーキングの状況



4市それぞれで市職員と市社会福祉協議会及び関係団体参加者により班を編成し、テーマごとに協議・発表を実施



3) 成果品

① ボランティア向けハンドブック(案) [モデル例]



② 災害廃棄物対応研修ツール(案) [モデル例]



③ 市町村向けボランティア連携マニュアル(案)



大規模災害発生時廃棄物対策 近畿ブロック協議会

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会

設立：平成27年1月 座長：京都大学大学院 地球環境学堂 准教授 浅利 美鈴 事務局：近畿地方環境事務所
目的：近畿ブロックにおいて、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害発生時の廃棄物対策に関する広域的な連携について検討し、行動計画策定に結び付けること

44 団体・個人

構成員：滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山の2府4県、政令市・中核市(18)、推薦市町(7)

関係機関(近畿地方整備局, フェニックスセンター, 大阪・兵庫・和歌山資源循環協会)(5)、オブザーバー(4)

学識経験者：◎3R研究財団 高田 光康 ◎神戸大学 准教授 田畑 智博 ◎龍谷大学 講師 水原 詞治

【令和4年度の主な活動予定】

1 協議会運営・調査等

- ・協議会(2回、事業内容(7月頃紙面開催)、事業結果の報告と来年度取組予定(2月頃))
- ・府県(3回、10名程度)、政令市・中核市(2回、15名程度)、推薦市(1回、10名程度)有識者(1回4人程度)を対象としたWG(8回)等の開催
- ・協議会関連団体との意見交換(フェニックスセンター、関西広域連合、近畿地方整備局)と支援内容や補助に関する勉強会を実施
- ・支援受援マッチングマニュアル、片付けごみ処理対策連携マニュアルの見直し(見直し充実)
- ・調査の実施(危険物取扱施設及び石綿含有建築物の課題調査、国有地・府県有地等の仮置場候補地の現地調査、防災・危機管理部局との連携状況調査、通常時の退蔵品及び高齢化に伴う廃棄物対策に関する調査等)
- ・情報伝達訓練の実施(自治体、産業資源循環協会の訓練、2日間実施12月頃)
- ・大阪湾圏域等での連携協力及び災害廃棄物処理の継続検討

2 人材育成

- ・初任者向け・中小都市向け、課題別講習勉強会(3回:7, 8, 11月頃)
- ・府県、市町村が実施する図上演習・研修への支援



支援・受援 マッチングマニュアル

令和5年3月

環境省近畿地方環境事務所

1 マニュアルの目的

- 災害が発生すると、通常業務以外の業務対応が必要になり、被災市町村単独では対応が困難になることから、他市町村等から人的・物的資源などの支援・提供を受け活用する「支援の受入れ（受援）」が不可欠である。
- 一方、被災市町村以外の府県・市町村は、災害対策基本法や災害時相互支援協定などに基づき、被災市町村を支援する。
- 災害時には、災害対応の優先課題に沿った資源を効率的に配分・配置することが重要であり、被災（受援側）市町村の受入れ準備・対応を着実にを行う必要がある。
- 発災後の混乱の中で災害廃棄物処理を迅速に進めるため、収集・運搬・処理や仮置場運営、災害時の各種事務に関する人的・物的資源の支援及び受援に必要な手順を明らかにし、マッチング（支援と受援の割り振り）をスムーズに行うための主に市町村の目線に基づくマニュアルを作成するものである。
- 本マニュアルは、「近畿ブロック災害廃棄物対策広域連携行動計画」（以下「行動計画」と言う。）の個別具体的な手順として作成した。
- 自治体職員が発災時に活用するとともに、必要であれば各市町村の実情に応じて追記・修正したマニュアル作成の参考とするものである。

目次

I 目的と支援に必要な視点

- 1 マニュアルの目的
- 2 被災地支援に必要な視点

II マニュアルの活用

- 1 マニュアルの参照方法・活用方法
- 2 マニュアルで使われる語句の定義・表記など

III 支援・受援の前提

- 1 災害廃棄物処理体制
[全体体制、体制確立の流れ]
- 2 支援・受援の流れ
- 3 各主体の実施事項
- 4 主な対象業務

IV 支援・受援の調整

- 1 情報の収集
- 2 支援・受援マッチング
[支援の必要性判断・支援規模の調整]
- 3 関係機関との調整
- 4 ニーズの把握

V 支援・受援の実施

- 1 支援の受入れ対応
[必要な情報等・準備事項等]
- 2 支援の進捗管理と継続
- 3 緊急時の支援の終了
- 4 追跡・把握

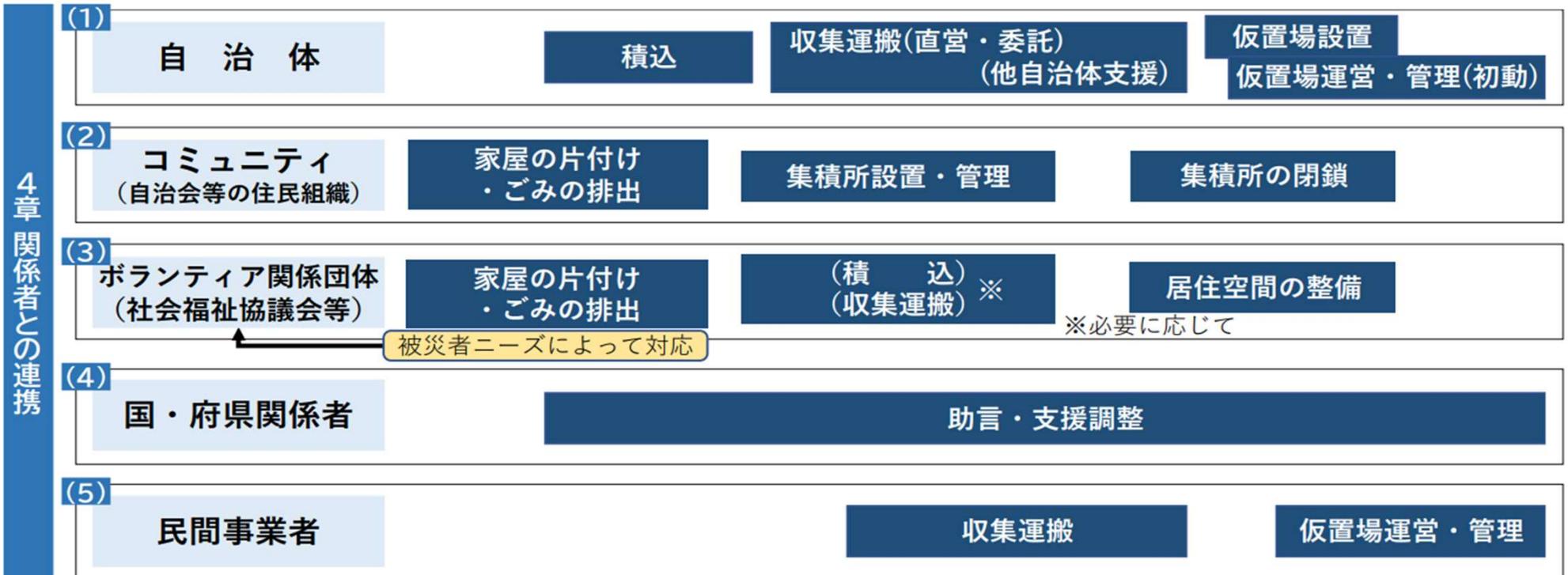
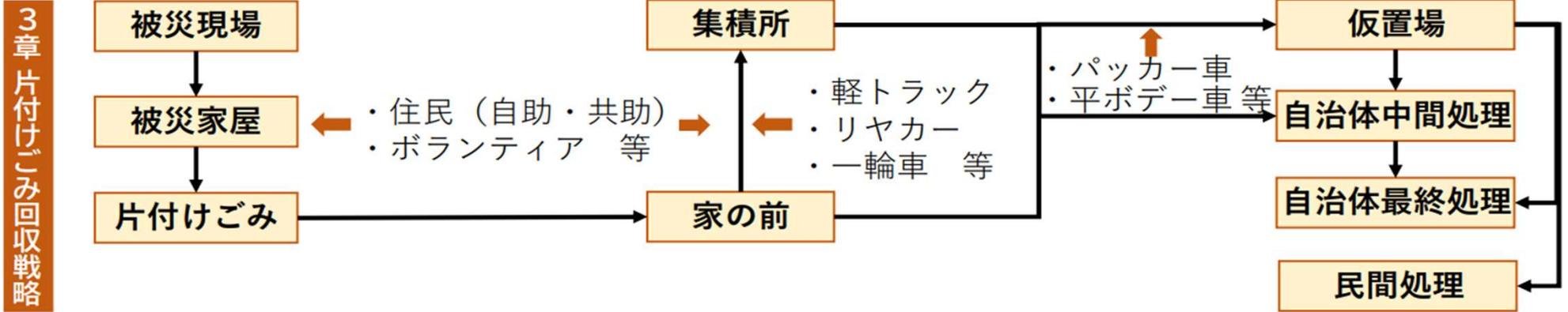
巻末資料

片付けごみ処理対策 連携マニュアル

令和5年3月
近畿地方環境事務所

(3) 片付けごみの処理と対応の流れ

- ▶ 片付けごみは、地域の状況に応じて家の前、集積所、仮置場に搬出した後、処理・処分します。
- ▶ 自治体の実情にあわせて各段階のスキームを検討し、平時から体制を構築することが重要です。

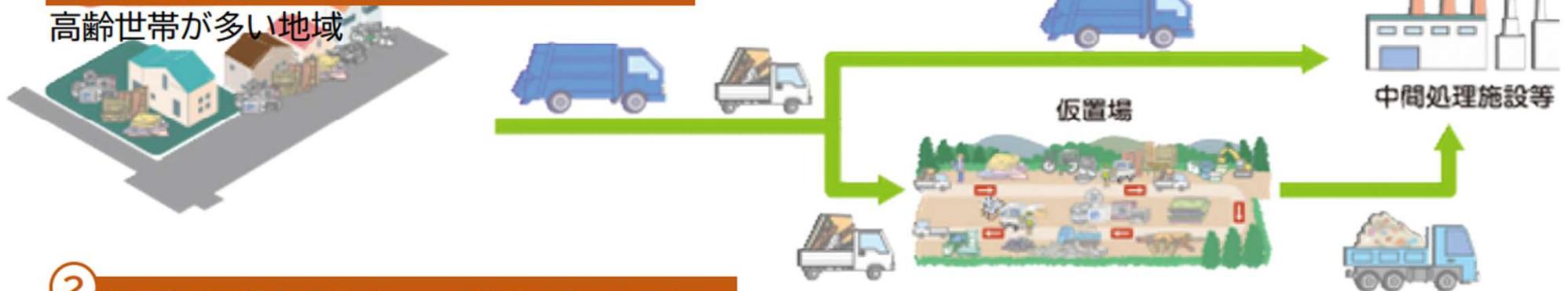


住民による排出場所と自治体による収集運搬の3パターン

→ 住民 → 自治体

片付けごみの排出場所と回収の流れは、以下が想定されます。

① 住民が家の前に排出し、自治体が戸別収集
高齢世帯が多い地域



② 住民が集積所に排出し、自治体が拠点収集
人口密集地域



③ 住民が仮置場に排出し、自治体が運搬
農村部等



仮置場からの運搬は
①～③共通

(3) ボランティア関係団体(社会福祉協議会等)

- ▶ ボランティア関係団体(社会福祉協議会等)は、片付けごみの排出等に関する被災住民のニーズに合わせてコーディネートし、ボランティアを派遣します。
- ▶ 自治体の災害廃棄物担当部局では、主に社会福祉協議会や市内の福祉関係部局を通じた支援調整が挙げられます。

連携事項

- ・被災住民の片付けごみの排出等に関するボランティア活動のコーディネート

連携時の留意点

- ・片付けごみの排出ルールを共有し、ボランティアに周知する。
- ・災害ボランティアセンター開設と同時に話し合いの場を設け、被災状況・対応条件・被災者ニーズを共有し、ボランティアと廃棄物部局の具体的な支援分担などの意見交換を行う。
- ・家屋内の泥出しについては建設部局と廃棄物部局と、排出場所や運搬方法等の役割分担をすることが望ましい。
- ・ボランティアの活動において確認された問題等は、連絡会議等を通じて共有し調整を図る。

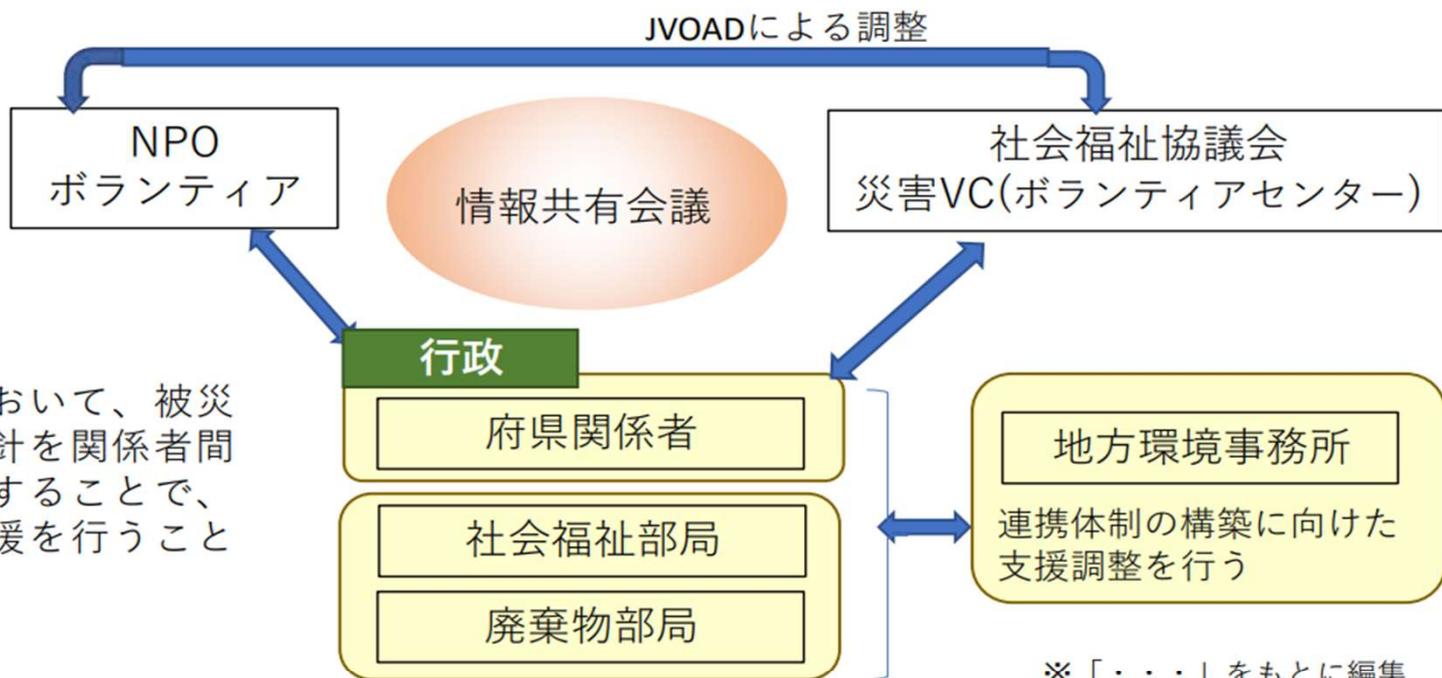
平時の対策

- ・災害時の連携内容・手順などについて意見交換を行う。
- ・関係者間の合同研修会やワークショップなどで顔の見える関係を構築する。

社会福祉協議会・NPOと関係者の支援調整例

- 行政・災害VC(社協)・NPO・行政等多様な主体とそれを支える中間支援組織による連携が重要

- 情報共有会議などにおいて、被災者のニーズや対応方針を関係者間で確認・調整し連携することで、効率的かつ適切に支援を行うことが望ましい。



※「・・・」をもとに編集

住民のニーズとボランティアの支援調整が困難となる要因

住民のニーズ

- 高齢者家庭の増加に伴い、家の中から片付けごみを排出してほしい。
- 片付けごみを集積所(リアカー・一輪車・軽トラ等)や仮置場(軽トラ・トラック等)まで運搬する手段の支援がほしい。

支援が困難となる要因

- 災害の規模が大きく人手・資機材が不足する。
- 車両や人員が被災して対応できない。
- 感染症対策のため県外からのボランティアの受け入れが困難である。

事前の検討



情報共有会議等での対策の共有

ご清聴ありがとうございました。